

第三期宮城県イノシシ管理計画の達成状況及び  
第四期宮城県イノシシ管理計画の策定方針(案)  
について

令和3年8月

宮城県環境生活部自然保護課

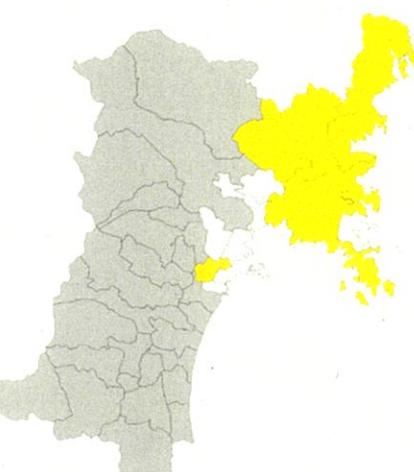
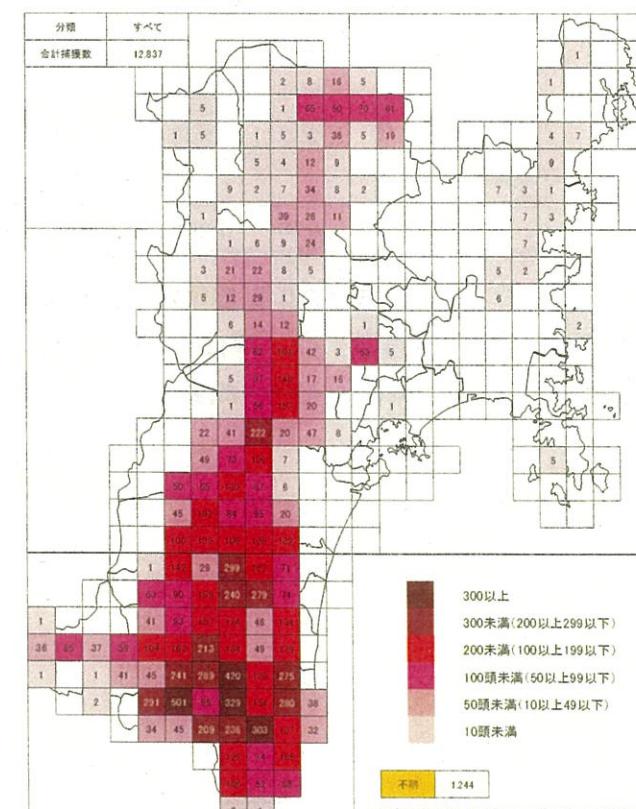


特定鳥獣保護管理計画の策定に係るスケジュール(案)

		次期特定鳥獣保護管理計画 策定スケジュール (令和4～令和8年度)		現特定鳥獣保護管理計画 策定スケジュール (平成29～令和3年度)	
前々年度 以前	県	県		県	
		8月上旬 R3.8.17 ⑨月中旬～下旬 現計画達成状況、次期特定計画策定方針作成 懇話会 (現計画達成状況、次期計画策定方針) 各部会 (現計画達成状況、次期計画策定方針)	H29.3 H29.3 F3.3	8月上旬 H29.3 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン (二ホンザル類編)策定 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン (クマ類編)策定 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン (ニホンジカ類編)策定	H22.3 H22.3 H28.3 H28.3
9月～10月	9月～10月	次期計画策定方針に係る関係機関からの意見照会			
11月頃	11月頃	次期特定計画案作成			
11月～12月頃	11月～12月頃	各部会 (次期特定計画案) 懇話会 (次期特定計画案)			
12月頃	12月頃	自然環境保全審議会 (次期特定計画案協同)			
12月頃	12月頃	県議会常任委員会報告			
前年度	1月頃	パリックコメント(次期特定計画案)			
	1月頃	東北地方環境事務所、隣接県、市町村協議			
	1月頃	行内各課、地検照会 (次期特定計画案)			
	2月頃	パブコメ、協議、照会結果取りまとめ (必要に応じて計画修正)			
	3月頃	自然環境保全審議会 (次期特定計画案合申)			
	3月頃	公表・環境大臣へ報告			
	3月頃	パリックコメント結果報告			
	R4.1	次期特定鳥獣保護管理計画の施行			
	4月頃	県議会常任委員会報告			
	H29.4.3	次期特定鳥獣保護管理計画の施行			



### 第三期宮城県イノシシ管理計画達成状況及び次期管理計画策定方針（案）

現計画	達成状況	新計画（案）
名称 第三期宮城県イノシシ管理計画		第四期宮城県イノシシ管理計画
計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間） (第12次鳥獣保護管理事業計画期間内)		令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間） (第13次鳥獣保護管理事業計画期間内)
計画対象区域 県内全域を対象とする。 ◎ 重点区域（21市町村） イノシシの生息や被害が確認されており、被害防除対策を重点的に実施すべき地域 仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、大和町、大衡村、色麻町及び加美町 ※その他の区域は警戒区域とする。 	捕獲圧の強化等により生息域の拡大防止に努めてきたが、現計画の警戒区域である登米市、気仙沼市や南三陸町では令和2年度のイノシシ捕獲数が10頭を超えており、イノシシの定着が危惧される状況にある。 また、石巻市でも目撃情報や捕獲実績があり、沿岸部全体へのイノシシの侵出・定着が危惧される。	●拡充 県内全域を対象とする。 ◎ 重点区域（26市町村）利府町、石巻市、登米市、気仙沼市、南三陸町を追加する。（2年以上連續して有害鳥獣捕獲による捕獲実績があることから、重点区域に追加する。） ※その他の区域は警戒区域とする。 
管理の目標 ① 管理地域区分 野生鳥獣の管理単位は本来、地域個体群を基本とするものであるが、本県のイノシシは県南部から県央部にかけて広く分布し被害地域も同様であること、また、現段階ではデータ等が不足しており、地域特性を踏まえた管理手法をとることは困難であることから、地域個体群の区分は設定しない。	令和2年度のイノシシ捕獲位置は県南部が中心であるものの、内陸部は県北部まで広範囲で捕獲実績があるほか、数年前からは沿岸部でも目撃情報や捕獲実績がある。 捕獲位置の拡大状況を勘案すると、これらの個体群は基本的に県南部から生息域を拡大してきており、連続的に分布しているものと考えられる。 	●継続 現計画と同じく地域個体群の区分はせず、市町村単位（重点区域もしくは警戒区域）で管理地域を区分する。

現計画	達成状況	新計画（案）																																																																																																																																																																																																																																																			
<p>② 管理の目標</p> <p>イノシシによる農業被害を削減することを管理の目標とし、近年の生息域拡大や被害状況の推移を勘案して、過去3年間の被害額の平均を下回ることを目標とする。</p> <p>また、国が平成25年12月26日に公表した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」では、イノシシの生息数を10年後（平成35年度末）に約4割減（全国で88万頭から50万頭に減少）させることを目指していることから、本県では平成23年度末生息数（約25,000頭※1）から約4割減少（平成35年度末 約14,300頭※2）させることを努力目標とし、年間の捕獲目標を5,600頭とする。</p> <p>なお、この捕獲目標はペイズ推定による生息数の暫定値に基づき算出したものであることから、捕獲目標については、今後実施予定の生息数調査の都度見直しを行うこととする。</p>	<p>県内のイノシシによる農業被害額は平成26年度に1億円を超える後も7千万円から1億円前後を推移している。</p> <p>管理目標については、目標額を下回る年度もあったものの、被害額が増加すると目標額も増加するため、被害額の減少には至らなかった。</p> <p>県内のイノシシ捕獲数は平成28年度以降、捕獲目標を大幅に上回る実績となっている。</p> <p>一方で、令和元年度の生息個体数は、中央値32,462頭（95%信頼区間：15,078～211,646）と推定された。平成28年度をピークにして、そこから若干の減少傾向があったが、個体数の大きな減少には至っていない。</p>	<p>●変更</p> <p>過去数年間の平均値を管理目標とした場合、仮に農業被害額の増加傾向が続いた場合や突発的に被害額が増加した年度があった場合、管理目標額も増加することになり、農業被害額の低減につながりにくい。</p> <p>農業被害額を劇的に減少させることは難しいが、長期的に減少傾向に誘導できるような指標について検討する。</p> <p>（例：令和8年度末に、第三期計画期間の4年間（H29～R2）の平均被害額（9,433万円）から3割減の約6,600万円まで低減させる。等）</p> <p>●生息数の目標は後ろ倒しし、捕獲目標は毎年度作成する実施計画で作成</p> <p>生息数の目標については、現状では令和5年度末に約14,300頭まで減少させることは困難であることから、達成年度を新計画期間の終期である令和8年度に3年間後ろ倒しする。</p> <p>目標を達成するための捕獲数については、現計画における捕獲目標は、計画策定時の推定生息数から算出されたものであり、当時の試算では毎年度5,600頭のイノシシを捕獲することによって、令和5年度末には県内イノシシ生息数を約14,300頭まで減少できる見込みであったが、5年間の計画期間の間に、捕獲目標に対する実際の捕獲数や推定生息数の乖離が大きくなつた。</p> <p>より実態に即した目標設定のためには、毎年度実施する生息状況等調査等のモニタリング調査の都度、捕獲目標を見直すことが重要である。</p> <p>このことから、管理計画本文には具体的な捕獲目標は記載せず、毎年度作成する実施計画において、管理目標を達成するために必要な当該年度の捕獲目標を記載することとする。</p>																																																																																																																																																																																																																																																			
	<table border="1"> <caption>県内のイノシシ農業被害金額(平成5年度以降)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H5</th> <th>H6</th> <th>H7</th> <th>H8</th> <th>H9</th> <th>H10</th> <th>H11</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害金額</td> <td>440</td> <td>210</td> <td>266</td> <td>1,837</td> <td>2,579</td> <td>1,196</td> <td>4,119</td> <td>1,267</td> <td>511</td> <td>1,713</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> <tr> <td>被害金額</td> <td>2,119</td> <td>1,988</td> <td>1,834</td> <td>2,464</td> <td>2,895</td> <td>3,930</td> <td>2,847</td> <td>3,318</td> <td>2,673</td> <td>3,876</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2(速報値)</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被害金額</td> <td>7,708</td> <td>11,963</td> <td>7,428</td> <td>9,157</td> <td>10,876</td> <td>8,328</td> <td>8,038</td> <td>10,492</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>農業被害額及び目標額の推移</p> <p>（単位:万円）</p> <p>12,000 10,000 8,000 6,000 4,000 2,000 0</p> <p>H29 H30 r1 r2</p> <p>— 被害額 - - - 目標額(過去3ヶ年平均値)</p> <table border="1"> <caption>県内のイノシシ捕獲数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2(速報値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個体数調整</td> <td>2,027</td> <td>53</td> <td>144</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>20</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>有害</td> <td>1,671</td> <td>3,537</td> <td>6,418</td> <td>5,734</td> <td>6,948</td> <td>8,192</td> <td>8,468</td> </tr> <tr> <td>狩猟</td> <td>1,222</td> <td>1,363</td> <td>1,750</td> <td>1,403</td> <td>1,465</td> <td>1,502</td> <td>1,175</td> </tr> <tr> <td>指定管理鳥獣捕獲等事業</td> <td>—</td> <td>11</td> <td>18</td> <td>28</td> <td>1,653</td> <td>1,077</td> <td>3,194</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,920</td> <td>4,964</td> <td>8,330</td> <td>7,179</td> <td>10,074</td> <td>10,791</td> <td>12,837</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>年度</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2.5%点</th> <th>25%点</th> <th>50%点</th> <th>75%点</th> <th>97.5%点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2003</td> <td>3,305</td> <td>4,916</td> <td>6,794</td> <td>13,041</td> <td>38,033</td> </tr> <tr> <td>2004</td> <td>3,266</td> <td>4,884</td> <td>6,880</td> <td>14,119</td> <td>42,833</td> </tr> <tr> <td>2005</td> <td>4,340</td> <td>6,436</td> <td>8,990</td> <td>18,054</td> <td>54,066</td> </tr> <tr> <td>2006</td> <td>5,215</td> <td>7,812</td> <td>10,926</td> <td>22,080</td> <td>67,021</td> </tr> <tr> <td>2007</td> <td>5,362</td> <td>8,001</td> <td>11,440</td> <td>24,516</td> <td>75,783</td> </tr> <tr> <td>2008</td> <td>9,137</td> <td>13,402</td> <td>18,534</td> <td>36,215</td> <td>107,279</td> </tr> <tr> <td>2009</td> <td>11,741</td> <td>17,319</td> <td>23,940</td> <td>45,596</td> <td>131,850</td> </tr> <tr> <td>2010</td> <td>12,839</td> <td>18,916</td> <td>26,206</td> <td>51,351</td> <td>148,666</td> </tr> <tr> <td>2011</td> <td>12,372</td> <td>18,262</td> <td>25,564</td> <td>53,112</td> <td>158,858</td> </tr> <tr> <td>2012</td> <td>11,422</td> <td>17,174</td> <td>24,690</td> <td>55,788</td> <td>169,298</td> </tr> <tr> <td>2013</td> <td>15,396</td> <td>22,548</td> <td>31,427</td> <td>63,272</td> <td>187,726</td> </tr> <tr> <td>2014</td> <td>15,124</td> <td>22,132</td> <td>31,361</td> <td>65,893</td> <td>195,770</td> </tr> <tr> <td>2015</td> <td>16,174</td> <td>23,728</td> <td>33,620</td> <td>69,463</td> <td>204,139</td> </tr> <tr> <td>2016</td> <td>18,866</td> <td>27,128</td> <td>37,359</td> <td>71,750</td> <td>208,901</td> </tr> <tr> <td>2017</td> <td>16,488</td> <td>24,126</td> <td>34,270</td> <td>70,605</td> <td>210,795</td> </tr> <tr> <td>2018</td> <td>16,421</td> <td>24,129</td> <td>34,062</td> <td>69,155</td> <td>211,121</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>15,078</td> <td>22,727</td> <td>32,462</td> <td>66,998</td> <td>211,646</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	被害金額	440	210	266	1,837	2,579	1,196	4,119	1,267	511	1,713												年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	被害金額	2,119	1,988	1,834	2,464	2,895	3,930	2,847	3,318	2,673	3,876												年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)			被害金額	7,708	11,963	7,428	9,157	10,876	8,328	8,038	10,492			年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)	個体数調整	2,027	53	144	14	8	20	0	有害	1,671	3,537	6,418	5,734	6,948	8,192	8,468	狩猟	1,222	1,363	1,750	1,403	1,465	1,502	1,175	指定管理鳥獣捕獲等事業	—	11	18	28	1,653	1,077	3,194	合計	4,920	4,964	8,330	7,179	10,074	10,791	12,837	年度	2.5%点	25%点	50%点	75%点	97.5%点	2003	3,305	4,916	6,794	13,041	38,033	2004	3,266	4,884	6,880	14,119	42,833	2005	4,340	6,436	8,990	18,054	54,066	2006	5,215	7,812	10,926	22,080	67,021	2007	5,362	8,001	11,440	24,516	75,783	2008	9,137	13,402	18,534	36,215	107,279	2009	11,741	17,319	23,940	45,596	131,850	2010	12,839	18,916	26,206	51,351	148,666	2011	12,372	18,262	25,564	53,112	158,858	2012	11,422	17,174	24,690	55,788	169,298	2013	15,396	22,548	31,427	63,272	187,726	2014	15,124	22,132	31,361	65,893	195,770	2015	16,174	23,728	33,620	69,463	204,139	2016	18,866	27,128	37,359	71,750	208,901	2017	16,488	24,126	34,270	70,605	210,795	2018	16,421	24,129	34,062	69,155	211,121	2019	15,078	22,727	32,462	66,998	211,646
年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14																																																																																																																																																																																																																																											
被害金額	440	210	266	1,837	2,579	1,196	4,119	1,267	511	1,713																																																																																																																																																																																																																																											
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24																																																																																																																																																																																																																																											
被害金額	2,119	1,988	1,834	2,464	2,895	3,930	2,847	3,318	2,673	3,876																																																																																																																																																																																																																																											
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)																																																																																																																																																																																																																																													
被害金額	7,708	11,963	7,428	9,157	10,876	8,328	8,038	10,492																																																																																																																																																																																																																																													
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)																																																																																																																																																																																																																																														
個体数調整	2,027	53	144	14	8	20	0																																																																																																																																																																																																																																														
有害	1,671	3,537	6,418	5,734	6,948	8,192	8,468																																																																																																																																																																																																																																														
狩猟	1,222	1,363	1,750	1,403	1,465	1,502	1,175																																																																																																																																																																																																																																														
指定管理鳥獣捕獲等事業	—	11	18	28	1,653	1,077	3,194																																																																																																																																																																																																																																														
合計	4,920	4,964	8,330	7,179	10,074	10,791	12,837																																																																																																																																																																																																																																														
年度	2.5%点	25%点	50%点	75%点	97.5%点																																																																																																																																																																																																																																																
2003	3,305	4,916	6,794	13,041	38,033																																																																																																																																																																																																																																																
2004	3,266	4,884	6,880	14,119	42,833																																																																																																																																																																																																																																																
2005	4,340	6,436	8,990	18,054	54,066																																																																																																																																																																																																																																																
2006	5,215	7,812	10,926	22,080	67,021																																																																																																																																																																																																																																																
2007	5,362	8,001	11,440	24,516	75,783																																																																																																																																																																																																																																																
2008	9,137	13,402	18,534	36,215	107,279																																																																																																																																																																																																																																																
2009	11,741	17,319	23,940	45,596	131,850																																																																																																																																																																																																																																																
2010	12,839	18,916	26,206	51,351	148,666																																																																																																																																																																																																																																																
2011	12,372	18,262	25,564	53,112	158,858																																																																																																																																																																																																																																																
2012	11,422	17,174	24,690	55,788	169,298																																																																																																																																																																																																																																																
2013	15,396	22,548	31,427	63,272	187,726																																																																																																																																																																																																																																																
2014	15,124	22,132	31,361	65,893	195,770																																																																																																																																																																																																																																																
2015	16,174	23,728	33,620	69,463	204,139																																																																																																																																																																																																																																																
2016	18,866	27,128	37,359	71,750	208,901																																																																																																																																																																																																																																																
2017	16,488	24,126	34,270	70,605	210,795																																																																																																																																																																																																																																																
2018	16,421	24,129	34,062	69,155	211,121																																																																																																																																																																																																																																																
2019	15,078	22,727	32,462	66,998	211,646																																																																																																																																																																																																																																																

現計画	達成状況	新計画（案）																																																																			
<b>個体数管理の方法</b> <p>① 狩猟期間の延長 狩猟による捕獲圧を高め、個体数の低減を図るため、重点区域のイノシシの狩猟期間を延長し、11月15日から3月31日までとする（通常11月15日から2月15日まで）。ただし、延長された期間の内3月1日から3月31日までの間の獵法は、事故防止のため「わな猟」及び「当該わなに掛かったイノシシを止めさしするための銃器の使用」に限るものとする。また、2月中旬以降、山野等での人の活動が活発となることから、事故及びトラブル防止のための広報活動を行う。</p>	<p>2月15日までとなっている狩猟期間を平成21年度から3月14日までに延長し、平成25年度から3月31日までに延長している。狩猟期間の延長を行った結果、狩猟全体に占める割合は20%前後であり、捕獲圧強化に一定の効果があると考えられる。</p> <p style="text-align: center;">狩猟期間延長に係る狩猟捕獲実績表（イノシシ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">(A)</th> <th colspan="2">狩猟捕獲数</th> <th rowspan="2">延長期間捕獲数の割合 (D)=(C)/(A)</th> </tr> <tr> <th>通常期間 捕獲数(B)</th> <th>延長期間 捕獲数(C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>1,252</td> <td>1,143</td> <td>109</td> <td>8.7%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1,312</td> <td>1,178</td> <td>134</td> <td>10.2%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1,227</td> <td>1,109</td> <td>118</td> <td>9.6%</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>820</td> <td>686</td> <td>134</td> <td>16.3%</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>1,425</td> <td>1,198</td> <td>227</td> <td>15.9%</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>1,222</td> <td>874</td> <td>348</td> <td>28.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>1,363</td> <td>1,044</td> <td>319</td> <td>23.4%</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>1,750</td> <td>1,354</td> <td>396</td> <td>22.6%</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>1,403</td> <td>1,106</td> <td>297</td> <td>21.2%</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1,465</td> <td>1,196</td> <td>289</td> <td>18.4%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,502</td> <td>1,241</td> <td>261</td> <td>17.4%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度(速報値)</td> <td>1,175</td> <td>932</td> <td>243</td> <td>20.7%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	(A)	狩猟捕獲数		延長期間捕獲数の割合 (D)=(C)/(A)	通常期間 捕獲数(B)	延長期間 捕獲数(C)	平成21年度	1,252	1,143	109	8.7%	平成22年度	1,312	1,178	134	10.2%	平成23年度	1,227	1,109	118	9.6%	平成24年度	820	686	134	16.3%	平成25年度	1,425	1,198	227	15.9%	平成26年度	1,222	874	348	28.5%	平成27年度	1,363	1,044	319	23.4%	平成28年度	1,750	1,354	396	22.6%	平成29年度	1,403	1,106	297	21.2%	平成30年度	1,465	1,196	289	18.4%	令和元年度	1,502	1,241	261	17.4%	令和2年度(速報値)	1,175	932	243	20.7%	<p>●継続もしくは拡充 基本的には現計画と同様の狩猟期間延長措置を継続することとするが、関係機関の意見も聴取した上で、狩猟期間の前倒し（11月1日から）も検討する。</p>
年度	(A)			狩猟捕獲数			延長期間捕獲数の割合 (D)=(C)/(A)																																																														
		通常期間 捕獲数(B)	延長期間 捕獲数(C)																																																																		
平成21年度	1,252	1,143	109	8.7%																																																																	
平成22年度	1,312	1,178	134	10.2%																																																																	
平成23年度	1,227	1,109	118	9.6%																																																																	
平成24年度	820	686	134	16.3%																																																																	
平成25年度	1,425	1,198	227	15.9%																																																																	
平成26年度	1,222	874	348	28.5%																																																																	
平成27年度	1,363	1,044	319	23.4%																																																																	
平成28年度	1,750	1,354	396	22.6%																																																																	
平成29年度	1,403	1,106	297	21.2%																																																																	
平成30年度	1,465	1,196	289	18.4%																																																																	
令和元年度	1,502	1,241	261	17.4%																																																																	
令和2年度(速報値)	1,175	932	243	20.7%																																																																	
<p>② 特例休猟区の活用 平成25年10月31日以降、県内に休猟区は指定されていない。今後、休猟区が指定される場合は、関係機関の合意の下、イノシシの狩猟ができる区域に指定するものとする。</p>	<p>県内の休猟区は下記のとおり設定されていたが、現在、指定されている区域はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○真野・黒森山休猟区 2,650ha (H22.11.1~H24.10.31)</li> <li>○太田・飯野休猟区 2,468ha (H23.11.1~H25.10.31)</li> </ul>	<p>●継続 平成25年10月31日以降、県内に休猟区は指定されていない。今後、休猟区が指定される場合は、関係機関の合意の下、イノシシの狩猟ができる区域に指定するものとする。</p>																																																																			
<p>③ 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の活用 県内で指定されている鳥獣保護区のうち、イノシシによる被害が確認されている鳥獣保護区については、イノシシの捕獲を可能とし、それ以外の狩猟鳥獣の捕獲を禁止とする「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」への指定変更を行うことを検討する。</p>	<p>令和元年度に、仙台市内の鳥獣保護区の一部を指定変更し、3箇所の「狩猟鳥獣（イノシシを除く。）捕獲禁止区域」を設定した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>区分</th> <th>面積(ha)</th> <th>捕獲等を禁止する狩猟鳥獣</th> <th>指定期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">令和元年度</td> <td>蕃山権現草</td> <td rowspan="3">仙台市</td> <td rowspan="3">新規指定</td> <td>2,146</td> <td>イノシシ以外</td> <td rowspan="3">令和元年11月1日から 令和6年10月31日まで（5年間）</td> </tr> <tr> <td>奥武山</td> <td>650</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大曾ダム</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3カ所</td> <td></td> <td></td> <td>4,296</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	名称	所在地	区分	面積(ha)	捕獲等を禁止する狩猟鳥獣	指定期間	令和元年度	蕃山権現草	仙台市	新規指定	2,146	イノシシ以外	令和元年11月1日から 令和6年10月31日まで（5年間）	奥武山	650		大曾ダム	1,500		合計	3カ所			4,296		<p>●継続 第13次鳥獣保護管理事業計画（案）では、既設狩猟鳥獣捕獲禁止区域を期間更新するほか、令和4年度に岩出山鳥獣保護区（606ha）を「岩出山狩猟鳥獣（イノシシを除く。）捕獲禁止区域」に指定変更する見込みである。 その他、県内で指定されている鳥獣保護区のうち、イノシシによる被害が確認されている鳥獣保護区については、イノシシの捕獲を可能とし、それ以外の狩猟鳥獣の捕獲を禁止とする「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」への指定変更を行うことを検討する。</p>																																									
年度	名称	所在地	区分	面積(ha)	捕獲等を禁止する狩猟鳥獣	指定期間																																																															
令和元年度	蕃山権現草	仙台市	新規指定	2,146	イノシシ以外	令和元年11月1日から 令和6年10月31日まで（5年間）																																																															
	奥武山			650																																																																	
	大曾ダム			1,500																																																																	
合計	3カ所			4,296																																																																	

現計画	達成状況	新計画（案）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>④ 鳥獣の管理を目的とした捕獲の推進</p> <p>重点区域においては、捕獲圧を高めるために狩猟のみではなく、市町村による有害鳥獣捕獲や個体数調整を積極的に実施していくとともに、県においても、市町村による捕獲とのすみ分けなどの調整を図り、個体数調整を実施することを検討する。また、警戒区域においては、実際に生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（以下「予察」という。）についても、積極的に予察による有害鳥獣捕獲を行い、頭数が増える前の早期捕獲に努めるものとする。</p>	<p>昭和 48 年に狩猟によるイノシシの捕獲が確認されてから、狩猟が主な捕獲方法であったが、平成 10 年頃から許可捕獲（有害・個体数調整）による捕獲数が徐々に増加し、平成 24 年に許可捕獲が狩猟を上回っている。その間、総捕獲数が平成 20 年に 1,000 頭を超えて、平成 22 年には 2,000 頭を超えた。平成 25 年には有害鳥獣捕獲及び個体数調整が激増して 5,000 頭を超え、平成 30 年度以降は 10,000 頭を超える捕獲数となった。</p> <p>県内のイノシシ捕獲数（昭和44年度以降）</p> <p>（単位：頭）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>S44</th><th>S45</th><th>S46</th><th>S47</th><th>S48</th><th>S49</th><th>S50</th><th>S51</th><th>S52</th><th>S53</th><th>S54</th><th>S55</th><th>S56</th><th>S57</th><th>S58</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個体数調整</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>有害</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>7</td><td>4</td><td>0</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>5</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr> <td>狩猟</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>8</td><td>3</td><td>2</td><td>7</td><td>9</td><td>3</td><td>8</td><td>15</td><td>6</td><td>34</td><td>38</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>15</td><td>7</td><td>2</td><td>13</td><td>9</td><td>3</td><td>8</td><td>16</td><td>11</td><td>37</td><td>42</td></tr> <tr> <td>年度</td><td>S59</td><td>S60</td><td>S61</td><td>S62</td><td>S63</td><td>H1</td><td>H2</td><td>H3</td><td>H4</td><td>H5</td><td>H6</td><td>H7</td><td>H8</td><td>H9</td><td>H10</td></tr> <tr> <td>個体数調整</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>有害</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>2</td><td>9</td><td>7</td><td>5</td><td>4</td><td>4</td><td>8</td><td>9</td><td>27</td><td>20</td><td>17</td></tr> <tr> <td>狩猟</td><td>37</td><td>13</td><td>37</td><td>24</td><td>36</td><td>24</td><td>31</td><td>54</td><td>38</td><td>48</td><td>20</td><td>36</td><td>97</td><td>57</td><td>108</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>38</td><td>14</td><td>40</td><td>28</td><td>38</td><td>33</td><td>38</td><td>59</td><td>42</td><td>52</td><td>28</td><td>45</td><td>124</td><td>77</td><td>125</td></tr> <tr> <td>年度</td><td>H11</td><td>H12</td><td>H13</td><td>H14</td><td>H15</td><td>H16</td><td>H17</td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td></tr> <tr> <td>個体数調整</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>有害</td><td>32</td><td>38</td><td>35</td><td>83</td><td>100</td><td>130</td><td>119</td><td>176</td><td>185</td><td>303</td><td>90</td><td>19</td><td>32</td><td>30</td><td>1,958</td></tr> <tr> <td>狩猟</td><td>146</td><td>218</td><td>205</td><td>327</td><td>390</td><td>266</td><td>451</td><td>542</td><td>389</td><td>1,014</td><td>1,252</td><td>1,312</td><td>1,227</td><td>820</td><td>1,425</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>178</td><td>256</td><td>240</td><td>410</td><td>490</td><td>396</td><td>570</td><td>718</td><td>574</td><td>1,317</td><td>1,816</td><td>2,169</td><td>2,000</td><td>2,179</td><td>5,293</td></tr> <tr> <td>年度</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2(遠隔地)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>個体数調整</td><td>2,027</td><td>53</td><td>144</td><td>14</td><td>8</td><td>20</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>有害</td><td>1,671</td><td>3,537</td><td>6,418</td><td>5,734</td><td>6,948</td><td>8,192</td><td>8,468</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>狩猟</td><td>1,222</td><td>1,363</td><td>1,750</td><td>1,403</td><td>1,465</td><td>1,502</td><td>1,175</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>指定管理鳥獣捕獲等事業</td><td>—</td><td>11</td><td>18</td><td>28</td><td>1,653</td><td>1,077</td><td>3,194</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>4,920</td><td>4,964</td><td>8,330</td><td>7,179</td><td>10,074</td><td>10,791</td><td>12,837</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody></table>	年度	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	個体数調整																有害	1	0	0	0	7	4	0	6	0	0	0	1	5	3	4	狩猟	0	0	0	0	8	3	2	7	9	3	8	15	6	34	38	合計	1	0	0	0	15	7	2	13	9	3	8	16	11	37	42	年度	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	個体数調整																有害	1	1	3	4	2	9	7	5	4	4	8	9	27	20	17	狩猟	37	13	37	24	36	24	31	54	38	48	20	36	97	57	108	合計	38	14	40	28	38	33	38	59	42	52	28	45	124	77	125	年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	個体数調整																有害	32	38	35	83	100	130	119	176	185	303	90	19	32	30	1,958	狩猟	146	218	205	327	390	266	451	542	389	1,014	1,252	1,312	1,227	820	1,425	合計	178	256	240	410	490	396	570	718	574	1,317	1,816	2,169	2,000	2,179	5,293	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(遠隔地)									個体数調整	2,027	53	144	14	8	20	0									有害	1,671	3,537	6,418	5,734	6,948	8,192	8,468									狩猟	1,222	1,363	1,750	1,403	1,465	1,502	1,175									指定管理鳥獣捕獲等事業	—	11	18	28	1,653	1,077	3,194									合計	4,920	4,964	8,330	7,179	10,074	10,791	12,837									<p>●継続</p> <p>重点区域においては、捕獲圧を高めるために狩猟のみではなく、市町村による有害鳥獣捕獲や個体数調整を積極的に実施していく。</p> <p>また、警戒区域においては、実際に生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（以下「予察」という。）についても、積極的に予察による有害鳥獣捕獲を行い、頭数が増える前の早期捕獲に努めるものとする。</p> <p>さらに、県においても、市町村による捕獲とのすみ分けなどの調整を図り、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。</p>
年度	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
個体数調整																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
有害	1	0	0	0	7	4	0	6	0	0	0	1	5	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
狩猟	0	0	0	0	8	3	2	7	9	3	8	15	6	34	38																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
合計	1	0	0	0	15	7	2	13	9	3	8	16	11	37	42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
年度	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
個体数調整																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
有害	1	1	3	4	2	9	7	5	4	4	8	9	27	20	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
狩猟	37	13	37	24	36	24	31	54	38	48	20	36	97	57	108																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
合計	38	14	40	28	38	33	38	59	42	52	28	45	124	77	125																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
個体数調整																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
有害	32	38	35	83	100	130	119	176	185	303	90	19	32	30	1,958																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
狩猟	146	218	205	327	390	266	451	542	389	1,014	1,252	1,312	1,227	820	1,425																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
合計	178	256	240	410	490	396	570	718	574	1,317	1,816	2,169	2,000	2,179	5,293																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(遠隔地)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
個体数調整	2,027	53	144	14	8	20	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
有害	1,671	3,537	6,418	5,734	6,948	8,192	8,468																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
狩猟	1,222	1,363	1,750	1,403	1,465	1,502	1,175																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
指定管理鳥獣捕獲等事業	—	11	18	28	1,653	1,077	3,194																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
合計	4,920	4,964	8,330	7,179	10,074	10,791	12,837																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<p>⑤ 狩猟者の確保</p> <p>高齢化等による狩猟者の減少を受け、狩猟者の確保を図るために、狩猟免許制度の広報に努めるとともに、免許試験の休日開催や試験会場の複数化を実施し、イノシシによる農業被害を受けている農業者を主対象に臨時のわな猟免許試験を実施する。また、個体数調整や有害鳥獣捕獲の扱い手となり得る狩猟者確保のため、新たに狩猟免許の取得を目指す若年層等を対象に狩猟者育成講座を開設するなど、狩猟に関する教習体制の拡充を図るよう努める。</p> <p>さらに、市町村職員等自らが個体数調整や有害鳥獣捕獲の扱い手となり、捕獲に取り組む対策を講じる。高齢化等による狩猟者の減少を受け、狩猟者の確保を図るため、狩猟免許制度の広報に努めるとともに、免許試験の休日開催や試験会場の複数化を実施し、イノシシによる農業被害を受けている農業者を主対象に臨時のわな猟免許試験を実施する。</p>	<p>○狩猟免許試験の休日、複数会場での実施</p> <p>平成 29 年度及び平成 30 年度：4 日間 7 会場で実施</p> <p>令和元年度から令和 3 年度まで：5 日間 8 会場で実施</p> <p>○市町村等からの要望に応じて、わな免許限定の狩猟免許試験実施</p> <p>H29：柴田町、H30：丸森町、R1：栗原市、R2：大崎市、R3：大崎市</p> <p>○新人ハンター養成講座及び新米ハンターレベルアップ講座の実施</p> <p>狩猟者を確保し、その数を維持するため、狩猟に関心のある者等を対象に、狩猟に関する様々な知識及び技術を習得させる「新人ハンター養成講座」を開講しているほか、令和 2 年度からは狩猟免許は所持しているが経験が浅い者を対象にした「新米ハンターレベルアップ講座」を開講し、狩猟者確保に努めた。</p> <p>○市町村有害鳥獣捕獲扱い手育成補助事業</p> <p>市町村職員が、当該市町村等が行う有害鳥獣捕獲等に従事することを前提に、当該職員の狩猟免許の取得等に係る経費の一部を補助</p> <p>(H30 年度に 3 町、R1 年度に 1 町に補助)</p> <p>狩猟免許所持者数の推移</p> <table border="1"> <caption>狩猟免許所持者数の推移</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>所持者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>5,000</td></tr> <tr><td>H27</td><td>4,500</td></tr> <tr><td>H28</td><td>4,200</td></tr> <tr><td>H29</td><td>3,800</td></tr> <tr><td>R1</td><td>3,500</td></tr> <tr><td>R2</td><td>3,200</td></tr> </tbody> </table>	期間	所持者数	H26	5,000	H27	4,500	H28	4,200	H29	3,800	R1	3,500	R2	3,200	<p>●継続</p> <p>既存の施策を継続することとし、狩猟免許の取得や更新経費への支援、市町村の有害捕獲扱い手育成補助等の実施により、狩猟免許取得者増加に向けた取組を行うとともに、普及啓発や狩猟者育成支援のための取組を検討する。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
期間	所持者数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
H26	5,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
H27	4,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
H28	4,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
H29	3,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
R1	3,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
R2	3,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

現計画	達成状況	新計画（案）
<p><b>⑥ 農地周辺での捕獲圧の強化</b></p> <p>イノシシによる農業被害の抑制を図るため、農地周辺での捕獲圧を強化し、農業被害につながる加害個体の捕獲に努めるものとする。また、有害鳥獣捕獲隊による指導、助言及び「止めさし」行為の確保が可能な対象区域においては、わな猟免許を取得した農業者等による自己の耕作地及びその周辺地における有害鳥獣捕獲や個体数調整を認めるなど、自己防衛体制整備を図ることとする。さらに、有害捕獲や個体数調整において、一定条件のもとに従事者の中に狩猟免許を受けていない者を補助者として含むことができる、という制度の活用を図り、地域ぐるみによる捕獲を推進するものとする。</p> <p>農地周辺は人々の生活の場でもあることなどから、人的事故を防止することを最優先し「箱わな」の使用を推進する。その場合、ツキノワグマの生息地においては誤誤捕獲防止のため「天井に穴の開いたクマが逃げられる構造の箱わな（脱出口付き箱わな）」の使用を推進する。</p> <p>なお、エサとなる農作物が豊富な耕作期にあっては「箱わな」による捕獲効率の低さが指摘されていることから、捕獲効率の高い「くくりわな」や「銃器」の使用も必要であるが、その使用に当たっては集落や通学路、観光地等の周辺環境や山菜採りでの山野へ人が入り込む状況など地域の実情を十分把握しつつ、危険防止を徹底した上で「箱わな」との併用を図るものとする。</p>	<p>有害鳥獣捕獲における許可期間は県の基準で銃器・わなとも1年以内と定めており、捕獲許可権限も県内全市町村に移譲済みである。</p> <p>地域ぐるみの捕獲対策については、仙台市で平成27年3月から実施し、捕獲実績を上げている。</p> <p>ツキノワグマ生息域で箱わなによるイノシシの捕獲を行う際は脱出口が備え付けられてある箱わながほぼ普及している。</p> <p>一方で、イノシシの誘引餌に餌付けられてしまったツキノワグマが当該箱わなに繰り返し出入りするようになってしまった事例も見受けられた。</p>	<p>●継続</p> <p>基本的に既存の施策を継続するが、ツキノワグマが餌付けられてしまうことを防ぐため、ツキノワグマを誘引しにくいエサの使用や、センサーダラマ等を活用した誘引状況の確認、餌付けられてしまったことが確認された箇所での箱わなの移動などについて追記することを検討する。</p>
<p><b>⑦ 誤誤捕獲の未然防止</b></p> <p>イノシシの積極的な捕獲が進む中で、わなの使用の増加によるツキノワグマ等の意図しない鳥獣種の捕獲（以下「誤誤捕獲」という。）の増加が懸念される。特に、ツキノワグマ（以下「クマ」という。）の場合は、捕獲後の対応において重大な事故が生じる可能性が高いため、誤誤捕獲の未然防止に努める。</p> <p>なお、クマの誤誤捕獲を未然に防止するため、クマの生息域においてくくりわなを使用する場合は、輪の直径が12cmを超えるくくりわな及び締め付け防止金具がないくくりわなは使用しない。また、くくりわなを設置した地域で過去にクマの出没や捕獲があったり、クマの目撃等が確認されたりした場合は、くくりわなを移動する、又は設置を中止する。</p> <p>箱わなの場合は脱出口をつけることとし、脱出口からクマが自由に入りし、餌付けゲマにならないよう、わなの見回りは確実に毎日実施する。また、箱わなの扉を落とす仕掛け（トリガー）の設置は、餌付いた動物がクマではないことを確認した上で行い、箱わなの見回りの際にクマの痕跡が認められた場合は、一時的にわなの稼動をやめる、又は箱わなを移動する。</p>	<p>わなのイノシシ捕獲数が増加する一方で、特にイノシシ捕獲目的で設置されたくくりわなにツキノワグマが誤誤捕獲される事例が急増している（令和2年度はツキノワグマ有害捕獲数279頭のうち、誤誤捕獲によるものが178頭（約64%））。</p>	<p>●記載を拡充</p> <p>くくりわなによる誤誤捕獲を完全に防ぐことは非常に困難であるが、誤誤捕獲が発生した箇所でのくくりわな使用中止の徹底や、ツキノワグマが誤誤捕獲されにくいタイプのくくりわなへの切り替えの指導等について追記することを検討する。</p>

現計画	達成状況	新計画（案）																																																																		
<p><b>指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項</b></p> <p>イノシシによる生活環境、農林業又は生態系に対する被害の動向、本県内におけるイノシシの捕獲数及び生息数の動向、生息数と被害の関連性等の観点から、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため必要に応じて、既存の個体群管理のための事業に加え、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。</p>	<p>平成 27 年度以降、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施し、捕獲数は年々増加している。</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業によるイノシシ捕獲実績 (単位:頭)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2 (速報値)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>捕獲数</td><td>11</td><td>18</td><td>28</td><td>1,653</td><td>1,077</td><td>3,194</td></tr> </tbody> </table> <p>令和 3 年度実施予定市町村 (17 市町村)</p>	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (速報値)	捕獲数	11	18	28	1,653	1,077	3,194	<p>●継続</p> <p>引き続き、事業実施について了承を得られた市町村を対象に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。</p>																																																				
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (速報値)																																																														
捕獲数	11	18	28	1,653	1,077	3,194																																																														
<p><b>被害防除対策</b></p> <p>イノシシによる農業被害を軽減させるためには、捕獲圧を高めて捕獲頭数を増やすだけでは課題を解決できず、耕作地への侵入を防ぐ対策も重要である。</p> <p>また、適切な防除対策は農地周辺に出没するイノシシの捕獲効率を高めることにつながる。</p> <p>現在、県内でも電気柵や様々な資材を活用した防護柵の設置が行われているが、必ずしもイノシシの生態を十分踏まえた上の設置ではなく、また、設置単位が個人を中心とした小規模なもので被害を防ぎきれない状況にある。</p> <p>このため、鳥獣部門と農業部門との連携や専門家や研究機関等の支援を受けて、イノシシの生態に則した効果的な農作物被害防除方法に関する情報の収集・普及に努めるほか、市町村被害対策地域連絡会議等により、被害状況や対策内容の情報交換、研修等、市町村が行う被害防止対策への取組の支援を行う。</p> <p>また、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。) 等の活用により、集落や地区単位での計画的な侵入防止柵等を支援する。</p> <p>なお、被害が発生しているにもかかわらず、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を未だ作成していない市町村に対しては、計画作成を促進するほか同法に基づく鳥獣被害対策実施隊の編成を支援する。また、特に重点区域の市町村に対しては、各鳥獣被害対策協議会が行う被害防止対策の連携を支援する。</p> <p>さらに、農業については、普及指導員が地域的な有害鳥獣対策を支援するため、被害軽減に係る知識の習得、向上に向けた研修会の開催と情報提供や助言を行い、林業については、林業普及指導員等による被害防除技術の情報提供・普及に努める。</p>	<p>県内のイノシシによる農業被害額は平成 26 年度に 1 億円を超える、その後も 7 千万円から 1 億円前後を推移している。</p> <p>県内のイノシシ被害金額(平成 5 年度以降)</p> <p>(単位:万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H5</th><th>H6</th><th>H7</th><th>H8</th><th>H9</th><th>H10</th><th>H11</th><th>H12</th><th>H13</th><th>H14</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害金額</td><td>440</td><td>210</td><td>266</td><td>1,837</td><td>2,579</td><td>1,196</td><td>4,119</td><td>1,267</td><td>511</td><td>1,713</td></tr> <tr> <th>年度</th><th>H15</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th></tr> <tr> <td>被害金額</td><td>2,119</td><td>1,988</td><td>1,834</td><td>2,464</td><td>2,895</td><td>3,930</td><td>2,847</td><td>3,318</td><td>2,673</td><td>3,876</td></tr> <tr> <th>年度</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2(速報値)</th><th></th><th></th></tr> <tr> <td>被害金額</td><td>7,708</td><td>11,963</td><td>7,428</td><td>9,157</td><td>10,876</td><td>8,328</td><td>8,038</td><td>10,492</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>毎年度、各地方振興事務所や県内各市町村を対象に担当者会議を開催し、本計画を含め、本県における野生鳥獣対策について周知を図った。</p> <p>また、各市町村が作成する鳥獣被害防止計画について、県が作成する特定鳥獣管理計画と整合するよう助言、調整を図った。</p> <p>おって、環境部局と農政部局と連携してイノシシ対策に係る研修会等を開催し、被害防除対策や捕獲技術の周知・普及を行った。</p> <p>そのほか、県農業部局では各普及センターに地域的な鳥獣害対策を支援する鳥獣害担当職員を配置し、鳥獣被害対策の普及・指導に努めている。</p>	年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	被害金額	440	210	266	1,837	2,579	1,196	4,119	1,267	511	1,713	年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	被害金額	2,119	1,988	1,834	2,464	2,895	3,930	2,847	3,318	2,673	3,876	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)			被害金額	7,708	11,963	7,428	9,157	10,876	8,328	8,038	10,492			<p>●継続</p> <p>鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止総合対策交付金や宮城県の独自課税であるみやぎ環境税活用事業も図りながら、引き続き被害防除のための施策を推進していく。</p>
年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14																																																										
被害金額	440	210	266	1,837	2,579	1,196	4,119	1,267	511	1,713																																																										
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24																																																										
被害金額	2,119	1,988	1,834	2,464	2,895	3,930	2,847	3,318	2,673	3,876																																																										
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)																																																												
被害金額	7,708	11,963	7,428	9,157	10,876	8,328	8,038	10,492																																																												

現計画	達成状況	新計画（案）
<b>生息地の適正管理</b>  イノシシ管理における最大の焦点は農作物被害の軽減であり、耕作地を含む周辺の環境管理が重要な課題となる。農業被害を低減させるためには、農地周辺に点在し、イノシシにとって恰好の隠れ場やエサ場となる耕作放棄地や農地に隣接する森林の適正管理が不可欠である。前述した「農地周辺での捕獲圧の強化」により加害個体を捕獲したとしても、これらの隠れ場やエサ場に新たな個体が侵入してしまえば農業被害は一向に改善されない。  現在のところ本県では鳥獣被害軽減の視点に立った取組はまだまだ少ないが、今後、鳥獣被害防止特措法等の活用を含め、これら耕作放棄地等の管理や利用方法について農地周辺の環境整備を推進する。	計画対象区域の市町村が毎年度作成する実施計画や、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等を通じて市町村の取り組み状況を把握するとともに、支援策の周知・普及に努めた。  また、モデル地区を選定して集落ぐるみの鳥獣被害防止対策に関する勉強会を開催したほか、地方機関においても被害防止対策に関する勉強会を開催した。	●継続  鳥獣被害防止総合対策交付金や宮城県の独自課税であるみやぎ環境税活用事業も図りながら、引き続き生息地管理のための施策を推進していく。
<b>資源活用及び残渣の適正処理</b>  イノシシは、農業被害など負の影響をもたらす一方、狩猟対象鳥獣として人気が高く、資源としては、その肉は西日本地方では「ボタン」、「山鯨」と呼ばれ人気を博している。  近年、有害鳥獣捕獲を含め捕獲頭数の増加が見込まれることや天然資源の有効活用の観点から、肉等の有効利用を図るために、適切で衛生的な処理や流通のための環境整備、消費方法等について検討を行ってきた。  しかしながら、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で、野生イノシシ肉から国の中基準値を超える放射性セシウムが検出されたことから、平成24年6月25日付けで、国からイノシシ肉についてツキノワグマ肉とともに県内全域を対象に出荷制限が指示され、現在も継続している。現在、全県的にイノシシ肉の検査を実施しており、基準値を超える数値が測定される間は流通させられない状況である。また、今後の検査により基準超の数値が出なくなった段階で、出荷制限解除に向けた手続を行い、資源活用を推進していくものとする。  捕獲したイノシシの残さについては、林地等に放置することなく、やむを得ず生態系に影響を及ぼさない方法で埋設する場合を除き、原則として持ち帰り、適正に処理することとする。  なお、県南地域では放射性物質の影響により捕獲個体の処理に苦慮している状況にあり、今後、更に捕獲頭数は増加するものと想定されることから、市町村や県獣友会等関係機関と連携し、埋設処分する場合の場所の確保及び残さの解体施設や焼却処理施設等の設置について、検討するものとする。	イノシシ肉については県内全域で出荷制限指示が出されている状況であり、有害鳥獣捕獲等で捕獲したイノシシから検体を採取し、モニタリング調査を継続的に実施している。なお、令和2年度は、78検体中2検体が基準値を超過した。	●継続  引き続き放射性物質のモニタリング調査を実施する。  残さ処理について、鳥獣の解体施設等の設置について引き続き支援すると共に、全頭検査を前提とした食肉処理加工施設の設置等について検討があった際は、必要に応じて情報提供等を行っていく。
<b>その他管理のために必要な事項</b>  (1) 広域連携  本県を含む東北地方は積雪が多くイノシシの生息に適さない地域とされてきたが、本県でも生息域が北上する形で拡大を続けていることから、情報交換など隣県との連携を促進し、更なる生息域の拡大阻止を図る。	適宜、電話や電子メール等を活用して東北各県と情報共有を行った。	●継続  引き続き、情報交換を行い、隣接県と情報を共有していく。

現計画	達成状況	新計画（案）
<p>(2) 調査研究</p> <p>イノシシは、今のところ生息動向の把握が困難であり、生態学的な知見も少ないと、本県の特定鳥獣管理計画の策定には不確定要素が多く含まれている。このため特定鳥獣管理計画の推進には、科学的・計画的なモニタリングが必要不可欠である。</p> <p>捕獲頭数、被害発生状況等について、モニタリング調査を実施し、データの蓄積を行うとともに、計画の進行状況を適切に検討・評価し、必要に応じて計画の修正を行う。</p> <p>① 狩猟による捕獲頭数等の把握</p> <p>狩猟期間の捕獲情報を把握するため、狩猟者の協力を得て狩猟実態調査を実施する。</p> <p>狩猟登録者を対象として「イノシシ捕獲調書（狩猟用）」を配布し、メッシュ別の性別捕獲数・出猟日・目撃情報等を収集し、地域別の目撃効率や捕獲効率の変化を把握する。</p> <p>② 有害鳥獣捕獲等による捕獲頭数等の把握</p> <p>有害鳥獣捕獲及び個体数調整による捕獲情報を把握するため、市町村、有害鳥獣捕獲隊等の協力を得て、「イノシシ捕獲調書（有害用）」により、メッシュ別の性別捕獲数・出猟日・目撃情報等を収集し、目撃効率や捕獲効率の変化を把握するとともに、必要に応じ遺伝子解析用サンプルの採取を行う。</p> <p>③ 農作物被害状況の把握</p> <p>計画目標の評価の指標となる農作物の被害状況については、市町村、農協等の協力を得て、被害農作物、被害面積、被害量及び被害金額について、複数の方法を組み合わせて把握に努める。</p> <p>④ 生息状況</p> <p>国の指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し生息数等の調査を継続的に行い、イノシシの生息状況の把握に努める。</p>	<p>① 狩猟による捕獲頭数等の把握</p> <p>平成 27 年度から狩猟登録者を対象に、狩猟者登録証返納と同時に出猟カレンダーを回収し、銃猟目撃効率、銃猟捕獲効率やわな猟捕獲効率等の解析を行った。</p> <p>② 有害鳥獣捕獲による捕獲頭数等の把握</p> <p>平成 29 年度以降、四半期毎に市町村から有害鳥獣捕獲頭数の聞き取り調査を実施し、イノシシ捕獲状況の迅速な把握に努めた。</p> <p>しかしながら、有害鳥獣捕獲に関する出猟カレンダーの回収及び捕獲効率・目撃効率等の把握までには至っていない。</p> <p>また、現計画期間中には遺伝子解析は実施しなかった。</p> <p>③ 被害状況の把握</p> <p>農業被害状況について、毎年度、関係市町村から被害作物、被害量、被害金額の集計を実施し、被害状況の把握を行った。</p> <p>④ 生息状況</p> <p>環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用し、平成 30 年度以降、出猟カレンダーから得られたデータ等を基にして階層ベイズ法による県内イノシシ生息数の推定を行った。</p> <p>また、令和元年度からニホンジカ糞塊ルート上（県内 31 ルート）でイノシシの痕跡調査を実施し、糞や掘り返し跡などデータ収集を行った。</p> <p>そのほか、令和 3 年度には農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、県内 3 箇所に計 63 台のセンサーダラマを設置して REST モデルによる県内のイノシシ生息数推定を行っている。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、各種データの収集・蓄積を行い、計画の進行状況を適切に検討・評価する。</p> <p>狩猟における出猟カレンダーについては記載に不備が多いことから、より正確な情報を収集できるような様式について検討を行う。</p> <p>また、イノシシの捕獲の大半を占める有害鳥獣捕獲において出猟カレンダーのデータが無いことから、協力が得られる市町村を対象に、出猟カレンダーの提供について検討を行う。</p>
<p>(3) 計画の検証</p> <p>イノシシの管理を適切に行うため、前述の調査研究内容や県及び市町村が実施する管理事業等について、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会及び同イノシシ部会において検討・評価を行い、必要に応じて管理目標及び管理方策の見直しを行う。</p>	<p>評価委員会及びイノシシ部会において検討・評価を行い、見直しを実施した。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、評価委員会及びイノシシ部会において検討・評価を行い、見直しを行う。</p>
<p>(4) 計画の推進体制</p> <p>本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより、県及び市町村の行政機関、狩猟団体、農林業団体等幅広い関係者の理解と協力が不可欠である。そのため、関係機関が相互に連携・協力できる体制の整備を図り、地域の主体的な取組みを推進する体制を整備する。また、県及び各市町村が行う被害防除対策や研修会について、市町村間で情報の共有化を図るとともに、効果的な取組については、その普及や施策への反映を行う。</p>	<p>毎年度、各地方振興事務所や県内各市町村を対象に担当者会議を開催し、本計画を含め、本県における野生鳥獣対策について周知を図った。</p> <p>また、各市町村が作成する鳥獣被害防止計画について、県が作成する特定鳥獣管理計画と整合するよう助言、調整を図った。</p> <p>おつて、環境部局と農政部局と連携してイノシシ対策に係る研修会等を開催し、被害防除対策や捕獲技術の周知・普及を図った。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、関係機関と継続して協力していく体制整備を図る。</p>